## 静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の制定について(通知)

平成元年1月31日 管第643号 最終改正 平成19年9月14日 建業第224号 静岡県請負契約制度検討委員会委員長副知事から 各部局長、教育長、警察本部長あて

建設工事における共同企業体の取扱いについては、近年、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等種々の弊害が生じてきたため、昭和62年8月の中央建設業審議会会長から「共同企業体の在り方について」の建議がなされたところである。

これを受けて、本県においては、請負契約制度検討委員会、同事務研究会の場で、建設工事における共同企業体の取扱いについて具体的な検討を進めた結果、別添のとおり「静岡県建設工事共同企業体取扱要綱」を制定し、平成元年3月1日より施行することとなったので通知します。

なお、「静岡県建設工事特別共同企業体取扱要領」(昭和 55 年 10 月 20 日付け管第 377 号) は廃止する。

(別添)

## 静岡県建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の方式)

- 第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。
  - (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、共同企業体 による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体をいう。
  - (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその 経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

- 第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる工事とするものとする。
  - (1) 工事費がおおむね 10 億円以上のダム、橋梁、トンネル、堰、港湾、下水道等の土木工事
  - (2) 工事費がおおむね20億円以上の建築工事
  - (3) 工事費がおおむね5億円以上の設備工事
- 2 前項のほか、当該工事の工事費が前項の最低規模の2分の1を超え、かつ特殊な技術等を要する 工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的、円滑な共同施工が確保できると認められる ものについては、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事毎に定めるものとする。

(構成員の組合せ)

- 第5条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。
  - (1) 発注工事に対応する工事種別について、静岡県建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者の組合せであること。
  - (2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付けされた者の組合せであること。
  - (3) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

- 第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
  - ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。
  - (1) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
  - (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者 を工事現場に専任で配置しうること。
  - (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

- 第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めると ころによる。
  - (1) 2者の場合 30パーセント以上
  - (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

- 第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たすものとする。
  - (1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。
  - (2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

- 第 10 条 対象工事は、当該工事を所管する部局長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。 (資格委員会)
- 第 11 条 第 6 条第 3 号又は第 9 条第 2 号の要件を別途定める場合には、対象工事を所管する本庁の 企画監、室長及び課長は対象工事を執行する出先機関(以下「執行機関」という。)の長と協議(本 庁の室、企画監の事務を所掌する所属及び課(以下「室(課)等」という。)が執行するものを除 く。)のうえ、様式 1 の入札参加資格設定調書を作成し、あらかじめ、静岡県制限付き一般競争入 札実施要領(平成 6 年 3 月 31 日付け管第 773 号)に定める入札参加資格委員会(以下「資格委員 会」という。)に諮るものとする。

(資格の公告)

- 第 12 条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び 次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
  - (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
  - (2) 工事場所
  - (3) 工事の概要
  - (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率、代表 者要件
  - (6) その他必要と認める事項

(資格申請)

- 第 13 条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、昭和 57 年静岡県告示 1062 号に定める次の書類を、正副 2 部 (必要により 3 部) 知事に提出するものとする。
  - ア 建設工事入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書の写し(様式2による)
  - ウ 各構成員の建設業法第27条の29第1項に基づく総合評定値通知書の写し
  - エ 競争入札参加資格の認定に必要とする資料

(資格認定の有無)

- 第 14 条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条により提出された書類 を各室(課)等又は出先機関に設置された資格委員会において審査(ただし、特に必要があるとして、<u>部、局又は総括企画監の事務を所掌する所属</u>に設置された資格委員会で審査を行うこととする 場合を除く。)のうえ、その結果は、様式3の入札参加資格審査結果通知書により行うものとする。 (競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明)
- 第15条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、 競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めるこ とができるものとする。
- 2 前項の理由を求められたときには、原則として、競争入札参加資格を認定しなかった理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 説明を求めた者に入札参加資格を認定する場合には、前条第1項の結果通知を取り消し、前項の 回答とあわせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらか じめ、資格委員会に諮るものとする。

(契約方式等)

第16条 第12条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象に一般競争入札により行うものとする。

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3箇月以上 存続するものとする。 (編成表の提出)

第 18 条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に様式5の特定建設工事共同企業体編成表を契約担当者に提出するものとする。なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第19条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第20条 構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工 に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

- 第21条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。
  - (1) 中小企業基本法第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
  - (2) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者<u>又はこれと同等と認められる者</u>の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

- 第22条 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
  - (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が5年以上あること。
  - (2) 原則として登録を申請する業種についても元請としての施工実績を有すること。
  - (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

(共同企業体協定書)

第23条 経常建設共同企業体協定書は、様式6によるものとする。

(出資比率)

第24条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものと する。

(代表者要件)

第25条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登録)

- 第 26 条 経常建設共同企業体は、登録にあたって次の各号の規定に従わなければならない。
- (1) 一の企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1とするものとする。
  - (2) 同一の工事業種において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

附則

改正 平成 7年8月25日

改正 平成11年6月30日

1 この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、平成元年5月31日までは、従前の例による。
- 3 この要綱の施行日前に共同企業体と請負契約を締結した工事で未完了のものについては、この要綱の施行日後においても、当該工事が完了するまでの間、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とすることができる。
- 4 第3条の工事で、知事が特に必要と認めるものについては、第4条の規定にかかわらず当分の間、 次によることができるものとする。
- (1) 第3条第1項第2号の最低規模以上5倍未満までのものについての構成員は、2者以上4者までとする。
- (2) 同号の最低規模の5倍以上のものについての構成員は、2者以上5者までとする。
- (3) 第3条第1項第3号の最低規模の5倍以上のものについての構成員は、2者以上4者までとする。
- 5 前項の規定により4者又は5者とする場合の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 4者の場合 15パーセント以上
  - (2) 5者の場合 12パーセント以上

附則

この改正は、平成2年8月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、現に存する特定建設工事共同企業体の取扱いについては、なお従前 の例による。

附則

この改正は、平成9年9月5日から施行する。

附目

この改正は、平成11年6月30日から施行する。

附則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この改正は、平成19年9月14日から施行する。